

日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（令和 7 年度）

I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」の指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている¹。

II 主な活動実績

1. 歴史的公文の受入・保存の状況

（1）受入・整理

令和 7 年度は、日本銀行内の各部署等から 3,361 冊の歴史的公文を受入れた。令和 7 年度末時点における目録掲載冊数は、119,527 冊となった。

（2）保存に関する取り組み

明治・大正期の劣化した資料を中心に、37 件について保存措置（複製デジタル版の作成、光ディスクの劣化調査と劣化の進んだディスクの複製物作成等）を実施した。

このほか、令和 7 年度に受入れた歴史的公文を、中性紙保存箱に収容した。

2. 歴史的公文の利用状況

（1）一般の利用

利用請求を 158 件受け、利用決定等を 182 件行った。利用決定等の内訳は、下表（次頁）のとおりであった。

¹ 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいた運営を行っている。

利用請求および利用決定等の状況（令和7年度中）

（件）

利用請求	158
利用決定等	182
全部利用決定	147
一部利用決定	35
利用不可	0
延長を行わなかったもの（30日以内に利用決定等を行ったもの）	172
30日以内の延長を行ったもの	10
特例延長を行ったもの	0
取下げ	0
処理中（年度末時点）	4

利用状況については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが37件、写しの交付による利用が136件であった。

（2）業務利用

日本銀行内の各部署による業務利用²の件数は850件であった。

（3）利用促進に係る取り組み

アーカイブホームページについて、利便性向上を企図してリニューアルを実施したほか、デジタルアーカイブの掲載コンテンツを拡充した。

3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示

日本銀行金融研究所貨幣博物館（「アーカイブの仕事」コーナー）において、日本銀行定款や帳簿、本店建物等の写真を掲載したパネル、日本銀行営業免状等のレプリカを常設展示している。また、日本銀行旧小樽支店金融資料館および日本銀行本支店見学ルートにおいて、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルやレプリカを常設展示している。

以上

² 日本銀行金融研究所アーカイブでは、日本銀行内の各部署が移管元である歴史的公文については、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第24条における「移管元行政機関等による利用」に相当すると整理している。